

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 第2期障害福祉計画の進行管理を行います。

本計画を推進するにあたって、「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、計画の進行管理を行い、数値目標の達成状況及び障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスの利用や基盤整備の状況の把握、点検を行います。

また、「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、東広島市相談支援事業及び東広島市地域自立支援協議会を通じて抽出した地域課題や課題解決のための提案を踏まえ、計画達成のための協議や検討を行います。

(2) 第3期障害福祉計画を策定します。

「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、平成24年3月末を目途に、第2期障害福祉計画の進行管理を踏まえ、第3期計画を策定します。また、同時期に障害者計画を見直す予定であり、2つの計画の整合性を図りながら策定します。

(3) 市民、事業者、行政との協働を進めます。

計画の推進にあたり、障害者と家族、市民、事業者、行政、関係機関、企業等がそれぞれの立場で、自発的かつ主体的に参画する協働ネットワークを構築し、「地域共生のまちづくり」を目指します。

(4) 国や県に対し、要望等を行います。

障害者自立支援法の基本的理念である地域共生社会の実現に向けて、基礎的自治体としての責任を果たして行くと同時に、国や県に重層的かつ効果的な支援を行ってもらえるよう、さまざまな機会を通じて、課題提起や要望等を行っていきます。

2 相談支援体制の整備

障害福祉計画の国基本指針に、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的な事項として、相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方が掲げられています。

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意すること。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意すること。

障害のある人が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、相談支援事業を中核とした地域ネットワークを確実に機能させることが必要です。

東広島市においても、相談支援事業と地域自立支援協議会を充実強化することにより、地域生活支援体制の充実を目指します。

(1) 相談支援事業を充実強化します。

相談支援事業の充実強化を目指して、平成19年7月にサンスクエア東広島内に「子育て・障害総合支援センター はあとふる」を開設しました。このセ

ンターに、障害分野を超えた総合的相談窓口として、市内3か所の委託相談支援事業者の相談支援専門員が常駐する障害者相談支援センターを設置しました。

また、子育て支援機能として、家庭相談室、基幹型子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、児童館的機能、子育て広場を整備し、子育てに関することから障害特性に応じた支援などを連携して行っています。

障害のある人のニーズは、多様化、複雑化しており一機関だけでは解決することは難しくなっています。本人のニーズに沿って、関係機関が情報を共有し、関係機関がそれぞれの役割を確実にやり、協働で支援をしていくことが求められています。各関係機関が協働して作り上げる緊密なネットワークの中心的機能を相談支援事業が担う体制の充実強化を目指します。

また、どこの機関にも関わっていない障害のある人にも相談支援事業を周知できるよう、積極的な広報活動を展開します。

東広島市子育て・障害総合支援センター

はあとふる



はあとくん

(2) 地域自立支援協議会の機能を充実強化します

障害のある人の地域生活を支援するという大きな共通目的のためには、地域の関係機関が情報や課題を共有し、連携・協働して支援することが必要です。その中核的な機能を持つ地域自立支援協議会は、利用者主体の支援や権利擁護の視点を基本に、地域のあらゆる関係者、関係機関の合意のもとでの運営を行う重要な役割を担うことになります。

地域の現状、施設や事業所が抱える課題、個別の課題から抽出された地域課題の共有、情報交換、情報発信、困難事例への対応のあり方に対する協議・調整、地域の社会資源の開発、また、本計画の数値目標の達成に向けて、具体的な協議を行う場として地域自立支援協議会を運営します。

より専門性の高い相談支援については、県の地域生活支援事業として実施される発達障害者支援センター、高次脳機能センター、障害者就業・生活支援センター、障害児等療育支援事業及び精神障害者地域移行支援対策事業等により対応することになりますが、これらの相談支援機関や事業との地域自立支援協議会の連携を図りながら、より質の高い相談支援体制の構築を目指します。

また、広島県地域自立支援協議会と連携を図りながら、地域自立支援協議会の運営強化を図ります。